

建設工事等に係る競争入札参加資格等に関する規則

令和2年12月17日

規則第10号

(趣旨)

第1条 昭和村が発注する工事等について請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格に係る基本的事項並びに一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者の申請の受付期間及び方法等について次のとおり定める。

(基本となる事項)

第2条 一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)参加者の資格に係る基本となる事項は、次に掲げる事項について審査を行い、その結果を総合勘案して、別表第1のとおり工事の種類に応じて必要な等級を格付し、これを別表第2の発注標準とする請負金額と対応して定める。

- (1) 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条第1項本文の規定により、法第3条第2項別表第1の建設業の許可を受けた者であること。
- (2) 法第27条の23の規定により、前号の建設業の経営に関する事項の審査を受けた者であること。
- (3) 前年度における完成工事に係る工事成績、工事安全成績、信用度及び労働福祉の状況
- (4) 主観数値に係る各種取組に対する実施状況

2 別表第1及び別表第2に規定する工事種別以外の工事については、村長がその都度定めるものとする。

3 別表第2の等級別発注標準額は、級別格付を行う年の当初の入札審査会において、経済実情、業者の登録状況により審査改定することができるものとする。

(申請の受付期間及び方法)

第3条 競争入札に参加しようとする者の申請の受付期間及び方法は次による。

- (1) 申請の受付期間は、2年ごとに村長が指定した期間(以下「定期申請受付期間」という。)とする。ただし、定期申請受付期間以外においても追加の申請受付期間を設けることができるものとする。
- (2) 資格審査を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、電子情報処理組織(村長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用して資

格審査の申請(以下「電子申請」という。)を村長に行わなければならない。

- (3) 競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)及び添付書類の提出先は次のとおりとする。

ア 他団体と共通の添付書類 群馬県前橋市大手町1丁目1番1号 群馬県CALIS/EC市町村推進協議会

イ 昭和村独自の添付書類 群馬県利根郡昭和村大字糸井388番地 昭和村役場総務課

- (4) 提出書類は、群馬県CALIS/EC市町村推進協議会及び昭和村が指定した書類とする。
(5) 共同企業体による資格審査の申請については、村長が必要と認めた場合に受け付けるものとする。この場合において競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格を認定するための資格審査の申請方法、受付期間その他必要な事項については、村長が別に定める。

(変更)

第4条 申請書の記載事項に変更があったときは、遅滞なく競争入札参加資格審査申請書変更届を提出すること。この場合の提出方法は第3条第2号及び第3号に準ずるものとする。

(取消)

第5条 競争入札に参加しようとする者又は現に競争入札に参加する資格を有する者が、次に掲げる事項のいずれかに該当するとき、又は該当するに至ったときは、その申請を却下し、又はその資格を取り消し、若しくは相当の期間資格を停止することがある。

- (1) 法第29条及び第29条の2の規定により建設業者の許可を取り消されたとき。
(2) 申請書の添付書類の記載事項を故意に偽って記載したとき。
(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項に該当するに至ったとき。
(4) 前年又は現年度を問わず昭和村建設工事請負業者選定要領の第3条第4項各号に規定する事項の行為のあったとき。

(等となる者)

第6条 この規則の建設工事等の等となる者は、次の者とする。

- (1) 調査、測量、設計及びコンサルタント業務の委託を受ける者
(2) 物品の購入、製造の請負関係業の委託を受ける者

附 則

この規則は、令和3年2月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

総合数値等(各工事別)

等級	A	B	C
土木・舗装工事	850点以上	650点以上850点未満	650点未満
建築工事	750点以上	650点以上750点未満	650点未満
管・水道施設工事	700点以上	600点以上700点未満	600点未満
その他の工事	700点以上	600点以上700点未満	600点未満

別表第2(第2条関係)

発注標準額等(各工事別)

等級	A	B	C
土木・舗装工事	1,500万円以上	700万円以上1,500万円未満	700万円未満
建築工事	3,000万円以上	2,000万円以上3,000万円未満	2,000万円未満
管・水道施設工事	1,500万円以上	700万円以上1,500万円未満	700万円未満
その他の工事	1,000万円以上	500万円以上1,000万円未満	500万円未満